

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年4月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100498号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200001号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月28日の標準賞与額を48万円に訂正することが必要である。

平成25年6月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和57年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月28日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、金融機関から提出された取引推移一覧表、請求者から提出された給与及び賞与明細書等並びに課税庁から提出された平成25年分給与支払報告書により、請求者は、請求期間において、同社から48万円の標準賞与額に相当する賞与(48万700円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万297円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年6月28日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年6月28日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100503号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200002号

第1 結論

請求者のA社B事業所におけるC組合の組合員資格の取得年月日を昭和60年5月20日、喪失年月日を昭和62年8月1日に訂正し、昭和60年5月から昭和61年8月までの標準報酬月額を14万2,000円、昭和61年9月から昭和62年7月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和60年5月20日から昭和62年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年5月20日から昭和62年8月1日まで

私は、昭和60年5月20日から昭和62年7月31日までB事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。在職中には、A社から交付された健康保険証で治療を受けており、雇用保険にも加入していた。請求期間をC組合員として認め、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B事業所から提出された人事システム記録及びD健康保険組合から提出された健康保険被保険者台帳の記録により、請求者は、請求期間において同事業所に勤務し、C組合の組合員となる要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、C組合は、請求者の組合員加入記録はない旨回答している上、B事業所は、C組合加入者についてはE台帳を保管しているが、請求者の台帳は確認できず、C組合の組合員資格に係る届出及びC組合掛金の控除について、不明である旨回答している。

また、A社は、請求者に係る資料は保管しておらず、何も確認できない旨回答している。

さらに、B事業所は、請求者に係る賃金台帳等を保管していない上、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求期間に係るC組合掛金の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係るC組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がC組合員として請求期間に係るC組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間において、C組合の組合員となる要件を満たしており、上述の健康保険被保険者台帳により、当該期間に係る標準報酬月額が確認できることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として、請求者のC組合の組合員資格の取得年月日を昭和60年5月20日、喪失年月日を昭和62年8月1日に訂正することが必要である。

また、請求者の標準報酬月額については、上述の健康保険被保険者台帳により、昭和60年5月から昭和61年8月までは14万2,000円、昭和61年9月から昭和62年7月までは20万円とすることが妥当である。